

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例をここの公布する。

平成二十七年八月十二日

大分県知事 広瀬 勝貞

大分県条例第二十七号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例

(趣旨)

第一条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号。以下「法」という。）第九条第二項に基づく個人番号の利用及び法第十九条第十号に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるほか、個人番号その他の特定個人情報の取扱いが安全かつ適正に行われるよう大分県個人情報保護条例（平成十三年大分県条例第四十五号。以下「個人情報保護条例」という。）の特例を定めるものとする。

(定義)

第二条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 情報提供等記録 法第二十三条第一項及び第二項（これらの規定を法第二十六条において準用する場合を含む。）に規定する記録に記録された特定個人情報という。

二 実施機関 個人情報保護条例第二条第四項に規定する実施機関をいう。

(県の責務)

第三条 県は、個人番号その他の特定個人情報の取扱いの適正を確保するために必要な措置を講ずるとともに、個人番号の利用に関し、国及び市町村との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、本県の特性に応じた施策を実施するものとする。

(個人番号の利用範囲)

第四条 法第九条第二項の条例で定める事務は、実施機関が行う法別表第二の第二欄に掲げる事務並びに別表第一の上欄に掲げる実施機関が行う同表の下欄に掲げる事務及び別表第二の上欄に掲げる実施機関が行う同表の中欄に掲げる事務とする。

2 実施機関は、法別表第二の第二欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で同表の第四欄に掲げる特定個人情報であつて自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

3 別表第二の上欄に掲げる実施機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の下欄に掲げる特定個人情報であつて当該実施機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、こ

の限りでない。

4 前項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

5 別表第三の上欄に掲げる者は、同表の下欄に掲げる事務の処理に関して必要とされる他人の個人番号を記載した書面の提出その他の他人の個人番号を利用した事務を行うことができる。

(特定個人情報の提供)

第四条の二 法第十九条第十号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第四の第一欄に掲げる実施機関が、同表の第三欄に掲げる実施機関に対し、同表の第二欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第四欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第三欄に掲げる実施機関が当該特定個人情報を提供するとする。

2 前項の規定による特定個人情報の提供があった場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(個人情報保護条例に関する特例)

第五条 実施機関が保有し、又は保有しようとする特定個人情報(情報提供等記録を除く。)に関しては、個人情報保護条例第七条第二項第二号から第六号まで及び第三項並びに第二十八条第一項及び第四項の規定は適用しないものとし、個人情報保護条例の他の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる個人情報保護条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

読み替えられる個人情報保護条例の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第七条第一項	法令等の規定に基づき、当該実施機関の内部において利用し、又は当該実施機関以外のものに提供しなければならないときを除き、利用目的	利用目的
第七条第二項	利用及び提供(以下「目的外利用等」という。)	利用(以下「目的外利用」という。)
第七条第二項	該当するとき及び審査会の意見を聴いた上で公益上の必要その他相当の理由があると認めるときは、目的外利用等	該当するときは、目的外利用
第七条第二項第一号	本人の同意があるとき、又は本人の同意があるとき、又は本人の生命、身体又は財産の保	本人の生命、身体又は財産の保

			人に提供するとき	護のために必要がある場合であつて、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき
第十三条第二項	未成年者又は成年被後見人の法定代理人	未成年者又は成年被後見人の法定代理人		未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下「代理人」と総称する。）
第十四条第二項	法定代理人	法定代理人		代理人
第十五条第二号	未成年者又は成年被後見人の法定代理人	未成年者又は成年被後見人の法定代理人		代理人
第十五条第八号	未成年者の法定代理人による開示請求がなされた場合であつて、開示することが当該未成年者	未成年者の法定代理人による開示請求がなされた場合であつて、開示することが本人		代理人による開示請求がなされた場合であつて、開示することが本人

第六条 実施機関が保有し、又は保有しようとする情報提供等記録に関しては、個人情報保護条例第七条第二項及び第三項、第十八条の二、第二十四条の二から第二十七条まで並びに第二十八条第一項、第三項及び第四項の規定は適用しないものとし、個人情報保護条例その他の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる個人情報保護条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

			読み替えられる個人 情報保護条例の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第七条第一項			法令等の規定に基づき、当該実施機関の内部において利用し、又は当該実施機関以外のものに提供しなければならぬときを除き、利用目的	利用目的	利用目的
第十三条第二項	未成年者又は成年被後見人の法定代理人	未成年者又は成年被後見人の法定代理人	利用及び提供（以下「目的外利用等」という。）	利用	未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下「代理人」と総称する。）
第十四条第二項	法定代理人	代理人			

第十五条第二号	未成年者又は成年被後見人の法定代理人	代理人
第十五条第八号	未成年者の法定代理人による開示請求がなされた場合であつて、開示することが当該未成年者	代理人による開示請求がなされた場合であつて、開示することが本人
第二十四条第五項	訂正前の個人情報を提供したものの	総務大臣及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第十九条第七号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第八号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者（当該訂正に係る同法第二十三条第一項及び第二項（これらの規定を同法第二十六条において準用する場合を含む。）に規定する記録に記録された者であつて、当該実施機関以外のものに限る。）
第二十八条第二項	第二十四条の二	第二十四条

（委任）

第七条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成二十七年十月五日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第四条（第二項ただし書を除く。）の規定 平成二十八年一月一日
- 二 第四条第二項ただし書及び第六条の規定 法附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日

（施行の日）平成二十九年五月三十日

附 則（平成二八年条例第三号）

この条例中第一条の規定は公布の日から、第二条の規定は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日から施行する。

(施行の日)平成二十九年五月三十日)

附 則 (平成二八年条例第三二号)

この条例は公布の日から施行する。

附 則 (平成二九年条例第二三号)

この条例は公布の日から施行する。

附 則 (平成二九年条例第二四号) 妙

(施行期日)

1 この条例は公布の日から施行する。

附 則 (平成二九年条例第三六号)

この条例は公布の日から施行する。

附 則 (平成三〇年条例第四一号)

この条例は公布の日から施行する。

附 則 (平成三一年条例第二号) 妙

(施行期日)

1 この条例は公布の日から施行する。(以下略)

別表第一 (第四条関係) (略)

別表第二 (第四条関係) (略)

別表第三 (第四条関係) (略)

別表第四 (第四条の二関係) (略)